

別表（第2関係）

事業内容	<p><b>【既有機 J A S 認証取得者の規模拡大支援】</b></p> <p>既有機 J A S 認証取得者のうち、有機 J A S 認証ほ場面積を拡大し、有機農産物の生産拡大を目指す者に対して、有機 J A S 認証の年次調査に係る経費を補助する。ただし、事業実施年度の有機 J A S 認証ほ場全体の面積が、前年度の有機 J A S 認証ほ場全体の面積から拡大する場合に限る。</p>
事業実施主体	<p>下記の（1）から（6）までのいずれかであって、（ア）及び（イ）の要件を全て満たす者。また、暴力団又は暴力団員等ではない者。</p> <p>（1）農業者  （2）農事組合法人  （3）農事組合法人以外の農地所有適格法人  （4）特定農業団体  （5）農業協同組合  （6）その他農業者が組織する団体  （代表者を定め、組織及び運営について規約を定めている団体に限る。）</p> <p>（ア）県内に在住、県内に本店又は支店（営業所）を有すること。  （イ）事業実施年度中に有機 J A S 認証ほ場を以下の面積以上拡大すること。ただし、複数の農業者や農業法人等が任意団体（グループ等）を形成し、グループ等で有機 J A S 認証を取得している場合は、【】内の面積を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用型作物（水稲、大豆、麦等） 30a 以上 【1ha 以上】</li> <li>・園芸作物（露地野菜、果樹等） 10a 以上 【30a 以上】</li> <li>・園芸作物（施設園芸等） 3a 以上 【10a 以上】</li> </ul>
補助対象経費	<p>有機農産物の有機 J A S 認証（年次調査）に係る実地検査の検査料。ただし、検査員の宿泊費は補助対象としない。（消費税及び地方消費税相当額を除く。）</p>
補助率	<p>定額（上限額 90 千円）</p>
事業対象期間	<p>4 月 1 日から翌年 2 月末まで</p>
事業の重要な変更	<p>事業費の 30% を超える増減。</p>